

「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」報告について

1 検討の経緯

住民基本台帳は、昭和 42 年の住民基本台帳法制定時から、住所を公証する唯一の公簿として、原則公開とされ、閲覧制度が設けられてきた。

その後、個人情報保護の観点から、昭和 60 年及び平成 11 年の改正により、閲覧の対象を氏名、住所、性別及び生年月日からなる台帳の一部の写しに限定するとともに、不当な目的によることが明らかなき又は不当な目的に使用されるおそれがある場合等には閲覧の請求を拒否できることとする制度的整備が行われた。

閲覧制度は、現在、行政機関等の職務上の請求のほか、世論調査、学術調査、市場調査等に幅広く利用されているところであるが、一方で、社会経済情勢の変化や個人情報保護に対する意識の高まりなどから、その見直しを求める意見が寄せられている。

総務省では、平成 17 年 5 月から、「住民基本台帳の閲覧制度等のあり方に関する検討会」(座長：堀部政男 中央大学大学院法務研究科教授)を設置し、住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度及び住民基本台帳に基づいて調製される選挙人名簿の抄本の閲覧制度のあり方等について検討を進めてきたところであり、10 月 20 日、その検討結果が発表された。

2 報告書の概要

3 報告書

http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/pdf/051020_4_1.pdf